

院 内 掲 示

令和 8 年 7 月 1 日

厚生労働大臣の定める掲示事項は、以下の通りです。

【届出等による医療について】

以下の施設基準に適合している旨、近畿厚生局に届出を行っています。

（１）基本診察料の施設基準

施設基準	受理番号	算定開始年月日
時間外対応加算	第 1529 号	令和 8 年 3 月 1 日
外来感染対策向上加算	第 402644 号	令和 8 年 3 月 1 日
機能強化加算	第 3630 号	令和 8 年 3 月 1 日
電子的診療情報連携体制整備加算	第 号	令和 8 年 7 月 1 日

（２）特掲診察料の施設基準等

在宅時医学総合管理料及び施設入居 時等医学総合管理料	第 102631 号	平成 26 年 8 月 18 日
在宅がん医療総合診療料	第 101957 号	平成 26 年 8 月 18 日
別添 1 の「第 9」の 1 の(3)に規定する 在宅療養支援診療所	第 101865 号	令和 4 年 10 月 1 日
外来・在宅ベースアップ評価料	第 4024 号	令和 8 年 3 月 1 日
酸素の購入単価	第 576039 号	令和 8 年 4 月 1 日

① 《機能強化加算》

当院では、「かかりつけ医」機能を有する医療機関として、機能強化加算を算定しており以下の取り組みを行なっております。

- ・受信されている他の医療機関や処方されてる医薬品を把握させていただくため、お薬手帳のご提示やご質問をさせていただきます場合がございます。
- ・必要に応じて専門医師や専門医療機関をご紹介します。
- ・健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じます。
- ・福祉・保健サービスに係る相談に応じます。
- ・診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行います。

② 《電子的診療情報連携体制整備加算》

当院では、令和 8 年 6 月 1 日の診療報酬改定に伴う、電子的診療情報連携体制整備加算について以下のように対応します。

- ・オンライン請求を行っています。

- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。

- ・医師がオンライン資格確認を利用して取得した診療情報を診療を行う診察室または処置室において閲覧または活用できる体制を有しています。

- ・マイナンバーカードの健康保険証利用に関して一定程度の実績を有しています。

- ・電子的診療情報連携に関する事項及び、質の高い診療を実施する為の十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、院内の見やすい場所及びホームページに掲示しております。

マイナ保険証の利用や問診票を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療提供に努めている医療機関です。国が定めた診療報酬算定要件に従い、診療報酬を算定します。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解とご協力をお願い致します。

- ・医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書には使用された薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。

③ 《一般名処方加算》

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名前により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足場合にあって、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは：お薬に「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

④ 《外来感染対策向上加算・発熱患者等対応加算》

当院では、以下のような院内感染防止対策を取っております。

- ・感染管理者である院長が中心となり、職員全員で院内感染対策推進します。

- ・院内感染対策の知識を深めるため、院内研修会及び関連病院との連携を行い、対策力向上に努めます。

- ・抗菌薬の適正使用に努めます。

- ・感染性の高い疾患（インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など）が疑われる場合は、一般診療の方と動線を分けた診療スペースを確保して対応します。

以上の取り組みから、当院では「外来感染対策向上加算」を算定しております。

また感染症が疑われる場合は、「発熱患者等対応加算」を算定しております。

⑤ 《夜間・早朝等加算》

厚生労働省の規定により、平日 18 時以降・土曜日 12 時以降は夜間・早朝等加算が適用されます。上記の時間帯に受付をされた場合、診察時間内であっても加算の取り扱いとなりますので、ご了承下さい。

⑥ 《生活習慣病管理料》

高血圧・糖尿病・脂質異常症を有する患者様が対象となります。

当院では、患者様の病状に応じて、28 日以上の長期処方またはリフィル処方箋の発行が可能です。